

岡山市立保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| 岡山市旭東保育園 | 岡山市中区網浜785番地 |
| 岡山市清輝保育園 | 岡山市北区新道47番地5 |
| 岡山市小串保育園 | 岡山市南区小串3480番地 |
| 岡山市南輝保育園 | 岡山市南区並木町二丁目22番8号 |
| 岡山市三門保育園 | 岡山市北区下伊福西町5番60号 |
| 岡山市平井保育園 | 岡山市中区平井五丁目2番25号 |
| 岡山市津島保育園 | 岡山市北区津島東一丁目4番3号 |
| 岡山市浜保育園 | 岡山市中区浜一丁目14番4号 |
| 岡山市巖井保育園 | 岡山市北区関西町11番8号 |
| 岡山市牟佐保育園 | 岡山市北区牟佐822番地2 |
| 岡山市平福保育園 | 岡山市南区洲崎三丁目3番23号 |
| 岡山市可知保育園 | 岡山市東区可知四丁目23番5号 |
| 岡山市宿毛保育園 | 岡山市東区宿毛623番地9 |
| 岡山市緑保育園 | 岡山市北区一宮125番地 |
| 岡山市横井保育園 | 岡山市北区横井上190番地1 |
| 岡山市富原保育園 | 岡山市北区富原1148番地 |
| 岡山市吉備津保育園 | 岡山市北区吉備津276番地2 |
| 岡山市曾根保育園 | 岡山市南区曾根170番地2 |
| 岡山市東畦保育園 | 岡山市南区東畦758番地2 |
| 岡山市興除東保育園 | 岡山市南区内尾440番地2 |
| 岡山市都保育園 | 岡山市南区藤田349番地7 |
| 岡山市六区保育園 | 岡山市南区藤田1729番地1 |

岡山市御津南保育園 岡山市北区御津国ヶ原1024番地

岡山市宇垣保育園 岡山市北区御津宇垣1889番地

岡山市五城保育園 岡山市北区御津新庄3008番地

岡山市彦崎保育園 岡山市南区彦崎2570番地1

岡山市七区保育園 岡山市南区西七区231番地

岡山市福渡保育園 岡山市北区建部町川口1526番地1

岡山市福渡第二保育園 岡山市北区建部町福渡485番地1

岡山市竹枝保育園 岡山市北区建部町土師方343番地1

(施設の目的)

第3条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第4条 保育所は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために必要な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育所は、保育所を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重し、常に園児の立場に立って保育を提供する。

3 保育所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岡山県、岡山市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号。以下「最低基準条例」という。）、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岡山市条例第122号。以下「運営基準条例」という。）、その他関係法令・通知等を遵守し、運営を行うものとする。

(提供する保育の内容)

第5条 保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育所

が定める保育課程に基づき、次の各号に掲げる保育その他便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育 支援法第27条第1項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第20条第3項に定める保育必要量の範囲内で提供する保育
- (2) 給食の提供
- (3) 延長保育事業 支援法第59条第2号に定める時間外保育を行う事業
- (4) 一時預かり事業 法第6条の3第7号に定める一時預かりを行う事業。ただし、職員配置や園児の入園状況により、受け入れをしないことができる。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項第3号の延長保育事業を行う保育所は次のとおりとする。

岡山市清輝保育園 岡山市南輝保育園 岡山市平井保育園 岡山市浜保育園 岡山市平福保育園 岡山市緑保育園 岡山市東畦保育園 岡山市御津南保育園 岡山市彦崎保育園

(職員の職種、職務及び員数)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種及び職務は、次のとおりとする。また、員数については、最低基準条例で定める配置基準以上とし、各保育所が定めるものとする。なお、員数は園児数により変動することがある。

- (1) 園長 職員の指揮監督のほか、園の運営管理全般を統括する。
- (2) 副園長又は統括主任保育士 園長を補佐するとともに、保育計画の立案、保育内容、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等について保育士及び関係職員を統括する。
- (3) 保育士 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 給食調理業務を行う。
- (5) 嘱託医 嘱託医は、園児の定期健康診断及び保健衛生の指導に関する業務を行い、嘱託歯科医は、園児の定期歯科健康診断及び口腔衛生の指導に関する業務を行う。
- (6) 看護師 園児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
- (7) その他の職員 園長の命を受け職務に従事する。

(保育の提供を行う日)

第7条 保育所が、保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から31日まで及び翌年1月1日から1月3日まで）を除く。

（保育の提供を行う時間）

第8条 保育所が、保育の提供を行う時間は、次の各号に掲げる園児の保育必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 午前7時30分から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 前項各号に定める時間に関わらず、保護者の就労その他の事由により、延長保育の必要があるときは、次の各号に掲げる園児の保育必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間において延長保育事業を提供するものとする。

(1) 保育標準時間認定に係る延長保育時間 午後6時から午後7時までの範囲内

(2) 保育短時間認定に係る延長保育時間 午前7時30分から午前8時30分までの範囲内及び午後4時30分から午後6時までの範囲内

3 前項に定める延長保育事業を提供する場合は、あらかじめ園児の保護者から利用の申出をさせるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

4 保育所が一時預かり事業を提供する時間は、午前9時から午後5時30分までの範囲内とする。

5 前項に定める一時預かり事業を提供する場合は、あらかじめ園児の保護者から利用の申出をさせるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（利用者負担その他費用の種類）

第9条 保育所が提供する保育を利用した教育・保育給付認定保護者（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、その教育・保育給付認定（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。）を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 第5条第1項第2号に規定する給食の提供に要する費用のうち副食費は、2号認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）は月額4,800円とする。ただ

し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ、ロに規定する者の副食費は徴収しない。特定満3歳以上保育認定子ども及び3号認定子どもに係る給食費の提供に係る費用は、保育料に含むものとする。

3 前項の費用の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

4 保育所は、第5条第1項第3号に掲げる延長保育事業、同項第4号に掲げる一時預かり事業を利用した園児の保護者から、次の各号に定める利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 延長保育事業 岡山市立保育所等延長保育実施要綱の規定に基づく額とする。

(2) 一時預かり事業 岡山市立保育所一時預かり事業実施要綱の規定に基づく額とする。

5 保育所は、第1項、第2項及び第4項に定めるもののほか、保育所の保育利用その他便宜の提供に要する実費額を、園児の保護者から同意を得て、徴収するものとする。

(利用定員)

第10条 保育所の利用定員は、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、別表第1のとおりとする。

(定員の弾力化等)

第11条 前条にかかわらず、保育利用の需要の増大その他やむを得ない事情があるときは、最低基準条例に定める面積及び職員配置基準を遵守する範囲内で、同条に定める利用定員を超えて園児の受け入れができるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第12条 保育所は、法第24条第3項（法附則第73条第1項により読み替えて適用する場合も含む。）に基づき岡山市が行った利用調整により保育所の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

2 保育所は、保育の提供開始に際しては、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に対し、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第13条 保育所は、園児が次の各号に該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

る。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 教育・保育給付認定保護者が、法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
- (3) 教育・保育給付認定保護者から退園届の提出があったとき。
- (4) その他、保育所の利用継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 保育所の職員は、保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、岡山市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育所は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 保育所は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 保育所は、非常災害に備えて、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるものとする。

2 保育所は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

3 保育所は、毎月1回以上、避難訓練又は消火訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 保育所は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第17条 保育所は、保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 運営基準条例第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 運営基準条例第19条に規定する市区町村への通知に係る記録

(4) 運営基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 運営基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、保育所の運営管理等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

| 名称 | 2号 (3歳児以上) | 3号 | |
|----------|---------------|-------|-----|
| | | 1～2歳児 | 0歳児 |
| 岡山市旭東保育園 | 85人 | 36人 | 9人 |
| 岡山市清輝保育園 | 64人 | 30人 | 6人 |
| 岡山市小串保育園 | 15人 | 13人 | 2人 |
| 岡山市南輝保育園 | 76人 | 29人 | 5人 |
| 岡山市三門保育園 | 71人 | 33人 | 6人 |
| 岡山市平井保育園 | 78人 | 35人 | 7人 |
| 岡山市津島保育園 | 51人 | 26人 | 3人 |
| 岡山市浜保育園 | 75人 | 36人 | 9人 |
| 岡山市巖井保育園 | 62人 | 27人 | 6人 |
| 岡山市牟佐保育園 | 56人 | 30人 | 4人 |
| 岡山市平福保育園 | 92人 | 49人 | 9人 |
| 岡山市可知保育園 | 45人 | 22人 | 3人 |
| 岡山市宿毛保育園 | 36人 | 22人 | 2人 |
| 岡山市緑保育園 | 62人 | 27人 | 6人 |
| 岡山市横井保育園 | 45人 | 22人 | 3人 |
| 岡山市富原保育園 | 28人 | 10人 | 2人 |

| | | | |
|------------|------|-----|----|
| 岡山市吉備津保育園 | 38人 | 14人 | 3人 |
| 岡山市曾根保育園 | 47人 | 15人 | 3人 |
| 岡山市東畦保育園 | 69人 | 39人 | 2人 |
| 岡山市興除東保育園 | 60人 | 28人 | 2人 |
| 岡山市都保育園 | 54人 | 24人 | 2人 |
| 岡山市六区保育園 | 69人 | 26人 | 5人 |
| 岡山市御津南保育園 | 37人 | 20人 | 3人 |
| 岡山市宇垣保育園 | 24人 | 9人 | 2人 |
| 岡山市五城保育園 | — | — | — |
| 岡山市彦崎保育園 | 108人 | 36人 | 6人 |
| 岡山市七区保育園 | 31人 | 12人 | 2人 |
| 岡山市福渡保育園 | 22人 | 11人 | 2人 |
| 岡山市福渡第二保育園 | — | — | — |
| 岡山市竹枝保育園 | — | — | — |